

第一日

平成二十一年七月三十一日

開会 午前十時〇七分

【開会前に事務局長より、工藤勲農業委員会会長が、第三十六回津軽南地区農業委員大会出席のため、野呂廣志会長職務代理が出席していることを報告。】

【登壇にて、六月の定例会等で選任された浅利一副町長、神忠勝代表監査委員、鳴海諄教育委員長、舘山新一教育長及び小田桐旭雄選挙管理委員長の就任挨拶。】

【自席にて、六月十六日及び七月一日付けで人事発令のあった会計管理者及び学校給食センター所長による自己紹介】

議長（齋藤恵一君）

ただ今の出席議員数は、十八名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十一年第二回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五十五条の規定により会議録署名者は、

十七番前田清君

一 番 清 水 孝 夫 君

二 番 鶴 賀 谷 貴 君 を 指 名 い た し ま す 。

日 程 第 二 、 会 期 の 決 定 を 議 題 と い た し ま す 。

本 臨 時 会 の 会 期 及 び 会 期 日 程 に つ い て は 、 議 会 運 営 委 員 会 で 審 議 い た し ま し た の で 、 議 会 運 営 委 員 長 か ら 報 告 を 求 め ま す 。

横 山 哲 英 議 会 運 営 委 員 長 。

[議 会 運 営 委 員 長 横 山 哲 英 君 登 壇]

議 会 運 営 委 員 長 (横 山 哲 英 君)

た だ 今 か ら 、 議 会 運 営 委 員 会 で 審 議 い た し ま し た 結 果 を 、 ご 報 告 い た し ま す 。 去 る 七 月 二 十 九 日 、 午 前 十 時 か ら 小 会 議 室 に お い て 地 方 自 治 法 第 百 九 条 の 二 第 四 項 第 一 号 の 所 管 事 務 調 査 を す る た め 、 議 会 運 営 委 員 会 を 開 催 し 平 成 二 十 一 年 第 二 回 藤 崎 町 議 会 臨 時 会 の 会 期 及 び 日 程 に つ い て 各 委 員 の 意 見 を 十 分 尊 重 の う え 、 慎 重 に 審 議 を い た し ま し た と ころ 、 会 期 は 本 日 一 日 と し 会 期 日 程 に つ い て は 、 お 手 元 に 配 布 し て お り ま す 日 程 表 の と お り 、 開 会 ・ 会 議 録 署 名 者 指 名 ・ 会 期 の 決 定 ・ 諸 般 の 報 告 ・ 行 政 報 告 ・ 町 長 提 案 理 由 説 明 ・ 議 案 審 議 ・ 採 決 ・ 閉 会 、 以 上 の よ う に 、 議 会 運 営 委 員 会 で 決 定 い た し ま し た こ と を ご 報 告 申 し 上 げ ま す 。 以 上 で す 。

議 長 (齋 藤 惠 一 君)

お 諮 り い た し ま す 。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおりにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定をいたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物により、ご了承願います。

議長（齋藤恵一君）

日程第四、行政報告を行います。

小田桐町長

〔町長 小田桐智高君 登壇〕

町長（小田桐智高君）

私から、二つの件につきまして、ご報告させていただきます。

はじめに、町に居住する親子が新型のインフルエンザに感染された件について御報告いたします。感染された親子は、今月の五日に、青森市内の飲食店において、偶然にも、ベトナム国際交流事業で来青していた通訳の方

々との接触があったことにより感染したものであると考えられます。感染された親子のうち、児童の方については、七日の日から鼻水や咳が出はじめ、翌八日には発熱を伴ったことから、医療機関を受診され、翌日の九日になっても高熱が続いたためインフルエンザの簡易検査をいたしました。その結果、新型インフルエンザA型の陽性反応が現れ、同日、県環境保健センターにおいて、PCR検査を実施し、新型インフルエンザへの感染が確認されております。町に対しては、弘前保健所から九日の夜に感染事実の連絡を受けたところであり、また児童の母親については、十日に感染が確認されております。このことを受け、町では、弘前保健所から連絡を受けた翌日の十日に、町行動マニュアルに基き、町新型インフルエンザ対策本部会議を開催、今後の対処方針及び役割分担等を確認し、三つの事項について協議し、決定、実施をしたところであり、決定事項の一つ目については、今回の新型インフルエンザは弱毒性であり、感染の拡大の恐れが低いと考えられることから、小中学校、保育所及び各集会施設の休館等の措置及び要請はしない。また、イベントなどについても中止をしないこと。二つ目は庁舎等の公共施設に消毒液を配備することとしたこと。三つ目が、町民への手洗い、うがいの励行についてを広報紙等を通じて推進・強化を図ることです。今後町といたしましては、住民の方々が、冷静に対応するよう呼びかける

とともに、手洗い、うがい等の予防措置を十分に行うよう周知徹底を図り新型インフルエンザ対策に取り組んでまいります。

尚、感染された親子は、発症後、自宅療養しておりましたが、家族に感染することなく、治癒したとの連絡を受けております。

次に今月十九日に発生した、リンゴ園地浸水及び樹冠浸水の被害状況及びその経過について御報告申し上げます。

十八日から十九日にかけての大雨により平川が増水し、十九日の午後一時頃に大字藤崎字南真那板付近及び字樋口、三貫川原付近のりんご園地が浸水被害を受け、生育期のりんごが水に浸かるなどの被害を受けました。

町では被害の報告を受け、直ちに現地の確認を行い、巡回指導の実施や現地講習会の開催、農道の砂利敷き等の対応を行ったところであります。

被害状況の内容については、まだ確定しておりませんが、園地浸水及び樹冠浸水の被害面積があわせて三十五ヘクタールであり、そのうち、被害程度三割未満が二十五ヘクタール、被害程度三割以上五割未満が十ヘクタールとなっております。また今後の生育の推移を見ながら腐敗果実が出てくることも考えられますので、今後の生育状況調査の中で、適切な生産指導に取り組んでまいります。

以上行政報告とさせていただきます。

議長（齋藤恵一君）

これで行政報告を終わります。

日程第五、議案第四十三号から議案第四十四号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

小田桐町長。

[町長 小田桐智高君 登壇]

町長（小田桐智高君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

議長（齋藤恵一君）

皆さんに申し上げます。大分気温が上がっておりますので、上着を脱いで結構でございます。参与の方もどうぞ。

日程第六、議案第四十三号 財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、十ページでございます。失礼しました。財産取得の件でございますね。一番初めに、入札が辞退してですね、そして今回再入札を行ったということで、これはよかったんじゃないかなというふうに私思います。専門業者も限られていきますので。それで私がお聞きしたいの

はですね、今回の入札の場合、最低制限価格といたしますか、そういうのは設けてやっていたらっしゃったんでしょうか。その入札の最低制限価格とかそういうのを設けたのかどうか。その点についてお聞きいたします。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。当町の入札においては、最低制限価格の設定は行っておりません。以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

入札に当たってですね、昨今公共事業も減少傾向にある中で、入札の最低制限価格といたしますか、そういうのも、ものによっては実施する必要があるのではないかなというふうに思っておりますけれども。先ほどの課長の答弁によりますと、この件も、最低制限価格を設けていないけれども、一切藤崎町の場合は、最低制限価格というのは設けないんだ、というふうにも理解したんですけれども具体的な取扱い方はどういうふうになっているのでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

財政課長。

財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。入札の最低制限価格、それから入札のさまざまな方法等については、四月年度初めにおいて、指名審査委員会等においてさまざまな検討をいたしております。その検討の中で、現時点で、藤崎町において最適な入札方法ということで決めて、各課の方にも指示をしておりますが、その中で、県のほうからも来ておりますが、一般競争入札、或いは総合評価入札、それから最低制限価格の設定等さまざまな指導というものが来ておりますけれども、現時点で当町の中で検討した中におきましては、予定価格、発注するときの予定価格の公表というのは行っておりますけれども、最低制限価格については、平成二十一年度においては行っておりません。さまざまな入札方法については、毎年度、年度初めに検討するというところで、決定いたしております。以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

それでは、建設課長にお伺いいたします。落札価格が、消費税抜きで、二千九十七万円ということであります。これは本体価格だけじゃなくて付属品も付いての値段だというふうに私は説明も受け、また理解もしてお

るのですけれども、具体的に付属品といえますか、それはどういうようなものなのか、というあたりを説明していただきたいと思います。

議長（齋藤恵一君）

建設課長。

建設課長（兵藤寿君）

お答えいたします。まず付属品ということでございますので、通称我々がオプションと呼んでいると思われましてけれども、まずは一つ目には、後輪をダブルタイヤにすると、通常一輪なんですけれども、後輪だけを二輪にすると、まあいわゆる脱輪予防、側溝等に落ちにくい構造にするためにつけるやつ。前面熱線ガラス。いわゆるフロントガラスの曇り止めということで熱線を配置するということでございます。それと次に油圧式チップバック装置、いわゆるロータリー車のロータリー部分を可変式にすると。それによってある程度圧雪された雪でもかきおこして飛ばせる。そういうものでございます。それと雪切板。ロータリー車の側面に付く雪を切る刀みたいなやつなんですけれども、雪切板というやつです。それとサーチライト。いわゆる夜間作業等もしますので、いわゆる部分的に照らし合わせる。危険物等があれば見れるようなサーチライト。それと放送設備、いわゆるロータリー車の中から指令を出す。そういう拡声器ですね。そういう装置です。それからタイヤチェーン。これがダブルタイヤ用のタイヤチェーン

ということでございます。それからドアミラー。熱線入りドアミラー。いわゆる側面ですけれども、その窓も曇りが非常に強いもので、それも熱線入りにすると。それとバックモニター。いわゆる後方をカメラで確認できると。そういうモニター装置もセットになってそれもつけるということでございます。あと小さいですけれども、床マット。こういうものが付属品ということでございます。以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

そうしますと実際、ロータリー車に仕事をさせるという意味では、あと百万、二百万だとかという大きい付属品が必要だとか、ということは、まずありえないというふうに理解してよろしいんですか。

議長（齋藤恵一君）

建設課長。

建設課長（兵藤寿君）

お答えいたします。これまでの経験上からいえば、ほぼこれで十分対応できると考えております。以上です。

議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第四十三号を採決いたします。

議案第四十三号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

日程第七、議案第四十四号 平成二十一年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

十ページのところでございます。その中で本庁舎空調設備改修工事設計業務委託料五百万円と、こういうふうになっておるわけですけれども、提案理由ではですね、老朽化が著しいとまでいっておるんですけれども、大事

に使っているなというふうに私は評価しているところですがけれども、空調設備なんですからけれども、どういうことをやるのか。さっきエアコンの話も出ていましたけれども、暖房の方だけもうちょっと充実させるということなのか、この委託の工事設計業務の委託の主なる内容を明らかにしていただきたいと思えます。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上治君）

本庁舎は昭和六十一年に建設ということで、来年度になりますと二十五年経過いたします。冬場においては暖房等の空調設備等もたびたび故障とかが見られますので、それら等を踏まえまして、庁舎等を長持ちさせるために、暖房機の配管等の交換及び冷房装置を付随して行うということの設計費でございます。以上です。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

現状で私の認識では、冷房の施設は無いというふうに理解してはるんですがけれども、現状は古くなって使えないような状態。或いはまたコスト削減のため使わなきゃ使わなくてもいい地域でもあるわけですから、新たに、暖

房の方をやるというのはわかるんですけど、冷房の方までやるという必要性といいますか、その必要性と、冷暖房込みで設計を委託するから五百万円だと。工事費にいたってはまだ出てこないんでしょうけども、四、五千万円もかかるとか、壱千万円、二千万円のものなのか。そのへんの見通しについてはどういうふうに思っているのでしょうか。

議長（齋藤恵一君）

総務課長。

総務課長（三上治君）

暖房費等については、ボイラーの更新と各階コンベクターの更新とでございます。通常暖房費の更新だけを考えておりましたが、来庁者のための夏場の冷房装置及び職員等の能力、執務の向上等のための冷房装置等をあわせて設置ということでございます。ただ工事費等については、これから設計等で行いますが、概算では暖房費だけの配管、それから空調設備等の工事費では概算で、一億円位、冷房費をそれにプラスすると二千八百万円、合計一億三千万円程度を見込んでおります。以上です。

議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。

浅利君。

十四番（浅利直志君）

四、五千万円ということではなく、一億円ちょっとという。いずれにしても現在であれば冷暖房両用に効くような施設がほとんど主流なんだろうと思いますけれども、それにしてもかなりかかるなというふうに思います。それで、関連してですね、その下の方にあります、町営墓地水道管配管等測量設計工事監理業務委託料、三百万円ほど見ていらっしやいます。これは常盤のときにも話になりまして、実際水道を引っ張ってくるよりもですね、突き上げ式といいますか、ボーリングしてくみ上げの方が費用も安くそれなりに対応できると、墓地だからね、というようなことでやった経緯というよりもボーリングして、そしてそういう施設を作っているわけですよ、現状。それがまいねじゃということで、またこれやるわけですよ。どういう必要性があって、またやらなきゃならないという状況がうまれているんですか。

議長（齋藤恵一君）

住民課長。

住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。町有墓地の水につきましては、現在地下水を利用してございます。そしてまた、除鉄滅菌をして利用しておりますけれども若干の色素が見られる、ということで、墓参りの際には水を持参される方もおります。そしてまた墓石が染まるのではないかとということで苦情

も来ておりますので、そしてまた水は飲めないということもありまして今回水道水に切り替えたいということでございます。それで委託料については、県道ということもございまして、路肩を配管するにあたっての測量業務、そして設計業務、監理業務ということで、委託料には三百二万四千円、工事費等につきましては七百六十八万八千円、工事費については、水道の引き込みと、そして法面いわゆる今現在防層シートを施しておりますけれども、劣化が激しく頻繁に破れるというのが実態でございします。その材料費を確保するためにも、一体的な一括購入しないと、材料費も調達できないということもございまして、今回法面の保護工事もあわせて行うということでございます。以上でございます。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

旧常盤の時代ですからね。何ぼかかったかというのは私も記憶が定かでなくなっただけですけれども。そうしますと具体的には、水質が、よくないからかえるということなんですか。それともなんかかんが、麻生内閣の大盤振る舞いというか、経済対策で、やねばまいねはんでやったということなんですか。普段今までの予算ではやれないからやったということなんですか。そのへんはどう理解すればよろしいんですか。

議長（齋藤恵一君）

住民課長。

住民課長（浅利勇蔵君）

水道の引き込みそのものは、若干考えておりましたけれども、色素が出るということでも考えておりましたけれども、それには財源も正直なところありませんでした。今回この経済危機対策ということで、臨時交付金を利用しながら、いわゆる対応するというところで、いわゆる墓石が染まるという懸念もございますので、そういった形で風評被害といたしますか、そういうのもあっては困ると、そしてまた子どもさんが仮に水を飲んだ場合の対応ということもございますので、水を飲んででも対応できるような形に直すものでございまして、今回引き込みを行うものでございます。以上でございます。

議長（齋藤恵一君）

浅利君。

十四番（浅利直志君）

いずれにしても二重投資といたしますか、そういう問題にもつながるわけでありませぬけれども、いずれにしても飲んで安心というところまで今回やるんだということですので、以前のボーリングが何メートル掘ったのか、もっとちゃんと掘っておけばよかったのか、という前の問題もあ

りますけれども、子どもが飲んでも安心なようなことにやって欲しいなというふうに思います。それで、私がもう一つ聞きたいのはですね、その同じところにですね、埋立処分地焼却炉解体設計工事監理等業務委託料というのがあります。これはあの、私現場を見なきゃなあ、ということであったんですが、ちょっと今回見に行けなくて、見てから質問すればよかったんですが、これは使わないということで、覆土をかけている状態な訳ですよ。そしてこれをどういうふうな、さらに解体をすると、焼却炉解体設計工事というふうになっているんですが、焼却炉そのものもまだ残っていて、それも解体して、そのほかに、いわゆる水が安全かどうかというのを調べる、水を検査するところがありますよね、それらも全部解体してしまうということなんですか。具体的にどういうふうに解体して今後どういう状態にするつもりなのか。そのことを明らかにしていただきたい。

議長（齋藤恵一君）

住民課長。

住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。この埋立処分地施設の焼却炉等の解体でございますけれども、その前に最終処分場のこれまでの経過をご説明したいと思います。この埋立処分地施設につきましては、昭和六十二年の五月に設置

をしております。そして翌年六十三年には、埋立てしてございます。埋立てる前に焼却炉で前処理して、埋立てるという方法で埋立てしてございましたけれども、平成九年ごろからダイオキシンが問題視されまして、焼却炉ではちょっと無理だということでございまして、平成十年まで埋立ていたしました。その後、平成十年の四月からは、破碎機によりまして、破碎処理して埋立てておりました。それが平成十五年の四月までで満杯状態になったということでございます。それで、十五年の九月には破碎機を公売いたしました。そして十六年の九月には覆土を完了しております。実質事業としては、いわゆる埋立てはしないというところまで来たわけでございます。ただその中で、浸出液がございますので、浸出液が規定値を下回るか、ということでも法的に二年間は水質検査を行いなさいということでございましたので、町としても二年数ヶ月にわたって、水質検査を行いました。その結果が規定値で、一〇ピコグラムということでございましたけれども、現状放流水の結果につきましては、〇・〇〇〇五三ピコグラムという値でございましたので、町として最終処分場の廃止の申請をしたということでございます。それにもとづいて十九年の七月十二日付けで廃止の許可の通知が来ました。というわけで全面的に最終処分場の施設そのものは、今現在残っているわけでございますけれども、建物としては焼却炉と、破碎機の格納庫、それから浸出液処

理施設、この三つの建物がございます。この三つの建物を今回解体したいというふうに考えております。ただ疑問に思うのは、浸出液の関係の処理施設のことだとは思いますが、これは今現在でも、浸出液の処理施設は寸断されてございます。独自で埋立処分地施設から揚水して大石川の方に放流してございます。そういったこともありますので、今回三施設を解体するというところでございます。以上でございます。

議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第四十四号を採決いたします。

議案第四十四号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第四十四号は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤恵一君）

これをもって、本臨時会の会議に付された事件の審議はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって平成二十一年第二回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

閉会 午前十時四十六分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議長 齋藤 恵一

署名議員 前田 清

署名議員 清水 孝夫

署名議員 鶴賀谷 貴